

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 街区の区域変更【市民文化スポーツ局市民部区政課】 3188
- 北九州市旅館業法施行条例の市長が定める施設【保健福祉局保健医療部生活衛生課】 3190

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【契約室契約課】 3198
- 道路位置の指定（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 3208

### ◇ 上下水道局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部営業課】 3210

北九州市告示第424号

北九州市住居表示に関する条例（昭和41年北九州市条例第4号）第2条の規定により、別図1の北九州市小倉南区上吉田五丁目11番、13番及び15番から17番の街区の区域を別図2のとおり変更し、平成26年9月25日から実施するので告示する。

平成26年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治



北九州市告示第426号

北九州市旅館業法施行条例（平成15年北九州市条例第12号）第7条第1項第7号の市長が定める施設は、次のとおりとする。

平成26年9月25日

北九州市長 北橋健治

- 1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第2号に規定する准看護師養成所
- 2 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第3号に規定する職業能力開発大学校
- 3 北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号）別表第1に掲げる施設
- 4 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）別表第1の3 有料施設の使用料の表に掲げる施設（その他を除く。）
- 5 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）別表第2に規定する青少年の家（北九州市立玄海青年の家、北九州市立ユースステーションを除く。）及び児童文化施設
- 6 北九州市児童相談所設置条例（昭和38年北九州市条例第66号）第1条に規定する児童相談所
- 7 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる施設

施設の種類	施設の名称	所在地
社会教育施設	福岡県立ふれあいの家北九州	八幡東区大字尾倉1451番地3
学童保育クラブ	大積校区放課後児童クラブ	門司区大字大積974番地3
	小森江西児童クラブ	門司区羽山一丁目12番1号
	風師児童館内放課後児童クラブ	門司区風師三丁目9番18号
	白野江学童クラブ	門司区白野江一丁目18番17号
	大里児童館内放課後児童クラブ	門司区中二十町5番25号
	大里西児童館内放課後児童クラブ	門司区東馬寄2番13号

大里柳 Y・Y 児童クラブ	門司区柳町四丁目 5 番 1 号
田野浦放課後児童クラブ	門司区田野浦一丁目 1 8 番 1 号
花かご学童保育クラブ	門司区上馬寄一丁目 5 番 2 号
西門司学童クラブ	門司区東新町一丁目 1 0 番 1 号
萩ヶ丘学童保育クラブ	門司区寺内二丁目 7 番 1 号
藤松学童保育クラブ	門司区藤松一丁目 1 9 番 1 号
松ヶ江北校区放課後児童クラブ	門司区大字畑 5 1 8 番地
松ヶ江南学童保育クラブ	門司区吉志二丁目 2 0 番 1 号
港が丘児童クラブ	門司区清見一丁目 1 8 番 3 8 号
門司海青 Y・Y 児童クラブ	門司区清滝五丁目 3 番 2 1 号
門司中央 Y・Y 児童クラブ	門司区東門司二丁目 1 6 番 1 号
足原学童保育クラブ	小倉北区熊本三丁目 1 2 番 3 号
足立児童クラブ	小倉北区宇佐町一丁目 6 番 7 号
泉台なかよしクラブ	小倉北区泉台一丁目 3 番 1 号
到津児童館内放課後児童クラブ	小倉北区上到津一丁目 3 番 1 0 号
井堀学童保育クラブ	小倉北区井堀三丁目 1 5 番 1 号
今町児童クラブ	小倉北区今町三丁目 1 9 番 1 号
北小倉放課後児童クラブ	小倉北区中井口 4 番 1 号
貴船学童保育クラブ	小倉北区白銀二丁目 8 番 1 号
清水学童クラブ	小倉北区清水二丁目 1 3 番 2 号
霧丘学童保育クラブ	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 2 番 1 号

長浜児童館内放課後児童クラブ	小倉北区長浜町2番22号
桜丘児童クラブ	小倉北区赤坂二丁目21番1号
三郎丸児童館内放課後児童クラブ	小倉北区三郎丸三丁目4番2号
寿山学童保育クラブ	小倉北区大島三丁目10番1号
富野児童クラブ	小倉北区常盤町3番1号
なかい児童クラブ	小倉北区中井二丁目12番1号
中島児童館内放課後児童クラブ	小倉北区昭和町16番2号
西小倉なかよし学童クラブ	小倉北区内6番1号
日明放課後児童クラブ	小倉北区日明四丁目4番1号
南丘学童保育クラブ	小倉北区南丘一丁目1番1号
南小倉児童館内放課後児童クラブ	小倉北区新高田一丁目10番3号
市丸学童保育クラブ	小倉南区大字市丸472番地2
合馬校区放課後児童クラブ	小倉南区大字合馬304番地
菅生児童館内放課後児童クラブ	小倉南区徳吉西二丁目5番1号
企救丘学童保育クラブ	小倉南区企救丘二丁目1番1号
北方校区学童保育クラブ	小倉南区北方二丁目2番1号
南曾根児童館内放課後児童クラブ	小倉南区朽網西三丁目6番40号
葛原児童館内放課後児童クラブ	小倉南区葛原本町三丁目6番12号
広徳学童保育クラブ	小倉南区南方四丁目1番1号
志井学童保育クラブ	小倉南区大字志井280番地

学童保育館みのりクラブ	小倉南区富士見三丁目2番1号
新道寺放課後児童クラブ	小倉南区大字新道寺820番地1
すがお放課後児童クラブ	小倉南区大字山本393番地6
そね学童保育クラブ	小倉南区中曾根三丁目9番8号
曾根東校区放課後児童クラブ	小倉南区中曾根東三丁目5番1号
たかくら児童クラブ	小倉南区上吉田三丁目11番1号
田原学童保育どんぐりクラブ	小倉南区田原新町二丁目1番1号
徳力児童館内放課後児童クラブ	小倉南区南方二丁目11番18号
長尾放課後児童クラブ	小倉南区長尾四丁目30番1号
貫学童保育クラブ	小倉南区上貫三丁目1番1号
愛育学園学童保育クラブ	小倉南区沼緑町二丁目1番39号
沼児童クラブ	小倉南区沼本町二丁目4番1号
東朽網放課後児童クラブ	小倉南区朽網東三丁目4番1号
守恒校区社協学童保育クラブ	小倉南区星和台二丁目1番3号
湯川児童クラブ	小倉南区湯川新町一丁目8番1号
横代児童館内放課後児童クラブ	小倉南区横代北町四丁目11番23号
吉田放課後児童クラブ	小倉南区中吉田一丁目3番1号
若園児童館内放課後児童	小倉南区若園二丁目16番3

クラブ	2号
行学学園青葉学童クラブ	若松区青葉台西三丁目1番2号
ひびき児童クラブ	若松区西小石町8番1号
江川放課後児童クラブ	若松区大字乙丸5番地
鴨生田学童保育クラブ	若松区鴨生田四丁目13番1号
小石学童保育クラブ	若松区宮前町3番1号
高塔児童館内放課後児童クラブ	若松区白山一丁目16番11号
高須コミュニティ学童保育クラブ	若松区高須東四丁目14番1号
花房放課後児童クラブ	若松区大字小竹2227番地
深町児童館内放課後児童クラブ	若松区深町一丁目2番14号
藤ノ木学童保育クラブ	若松区今光二丁目14番5号
藤ノ木児童館内放課後児童クラブ	若松区赤島町20番13号
二島学童保育クラブ	若松区東二島五丁目13番1号
古前学童保育クラブ	若松区古前二丁目20番32号
若松中央児童クラブ	若松区大井戸町1番29号
槻田児童館内放課後児童クラブ	八幡東区東山二丁目3番5号
枝光小学校区学童保育クラブ	八幡東区枝光四丁目12番1号
大蔵学童保育クラブ	八幡東区大蔵三丁目2番18号
皿倉放課後児童クラブ	八幡東区尾倉一丁目15番1号
西本町児童館内放課後児童クラブ	八幡東区西本町四丁目15番21号
高槻学童保育クラブ	八幡東区中畑二丁目5番1号

高見放課後児童クラブ	八幡東区高見三丁目1番33号
槻田学童保育クラブ	八幡東区松尾町9番1号
祇園学童保育クラブ	八幡東区祇園一丁目5番16号
枝光児童館内放課後児童クラブ	八幡東区日の出一丁目14番1号
山王児童館内放課後児童クラブ	八幡東区山王一丁目2番12号
青山放課後児童クラブ	八幡西区青山一丁目7番1号
赤坂児童クラブ	八幡西区本城東五丁目6番1号
浅川児童館内放課後児童クラブ	八幡西区浅川日の峯二丁目1番9号
穴生児童館内放課後児童クラブ	八幡西区穴生一丁目14番13号
池田児童クラブ	八幡西区池田三丁目2番1号
医生丘児童クラブ	八幡西区千代ヶ崎二丁目4番
永犬丸放課後児童クラブ	八幡西区美原町9番1号
永犬丸西放課後児童クラブ	八幡西区永犬丸西町四丁目4番1号
けやき児童クラブ	八幡西区町上津役東一丁目12番1号
折尾西放課後児童クラブ	八幡西区西折尾町15番1号
児童クラブさかえ学園	八幡西区光明一丁目2番1号
香月児童館内放課後児童クラブ	八幡西区香月中央一丁目7番1号
あそか学童保育クラブ	八幡西区楠橋下方一丁目1番13号
幸神学童保育クラブ	八幡西区西曲里町7番15号
東鳴水学童保育クラブ	八幡西区西鳴水二丁目4番2号
黒崎中央学童保育クラブ	八幡西区藤田四丁目4番24号

上津役児童クラブ	八幡西区上の原一丁目4番1号
木屋瀬放課後児童クラブ	八幡西区大字野面630番地
竹末放課後児童クラブ	八幡西区竹末一丁目18番1号
千代放課後児童クラブ	八幡西区千代五丁目17番1号
こみね児童学園グリーンクラブ	八幡西区船越三丁目1057番地6
筒井児童クラブ	八幡西区筒井町3番1号
ありんこ学童クラブ	八幡西区塔野一丁目3番3号
中尾こすも児童クラブ	八幡西区下上津役一丁目6番1号
黒崎児童館内放課後児童クラブ	八幡西区南八千代町13番16号
折尾児童館内放課後児童クラブ	八幡西区則松二丁目9番20号
萩原学童保育クラブ	八幡西区萩原三丁目5番1号
引野放課後児童クラブ	八幡西区引野三丁目15番1号
星の子放課後児童クラブ	八幡西区星ヶ丘五丁目9番1号
本城学童保育クラブ	八幡西区本城一丁目23番1号
本城さくら児童クラブ	八幡西区本城一丁目15番1号
光貞児童クラブ	八幡西区光貞台一丁目4番1号
小嶺児童館内放課後児童クラブ	八幡西区小嶺二丁目3番22号
永犬丸児童館内放課後児童クラブ(本館)	八幡西区八枝三丁目7番13号
永犬丸児童館内放課後児童クラブ(八枝分館)	八幡西区八枝四丁目5番1号

	あやめが丘学童クラブ	戸畑区沢見二丁目3番1号
	一枝学童保育クラブ	戸畑区一枝二丁目7番1号
	大谷学童保育クラブ	戸畑区椎ノ木町16番4号
	鞘ヶ谷放課後児童クラブ	戸畑区東鞘ヶ谷町4番1号
	夜宮児童館内放課後児童クラブ	戸畑区夜宮三丁目5番1号
	西戸畑児童館内放課後児童クラブ	戸畑区明治町1番9号
	中原児童館内放課後児童クラブ	戸畑区中原西三丁目8番14号
	牧山児童館内放課後児童クラブ	戸畑区丸町二丁目15番63号
少年支援室	かなだ少年支援室	小倉北区田町14番24号
	わかぞの少年支援室	小倉南区若園五丁目1番5号
	くろさき少年支援室	八幡西区黒崎三丁目15番3号
	あいおい少年支援室	八幡西区相生町20番1号
	あだち少年支援室	小倉北区寿山町7番14号
キャンプ場	矢筈山キャンプ場	門司区大字小森江1171番外のうち
	足立キャンプ場	小倉北区寿山町7番
	堀越キャンプ場	小倉南区大字堀越337番地19
	しょうぶ谷キャンプ場	若松区大字小石925番地1、921番地1
	帆柱キャンプ場	八幡東区大字前田1番地
	金比羅キャンプ場	戸畑区金比羅町5番
外国人学校	九州朝鮮中高級学校	八幡西区折尾三丁目5番1号
	北九州朝鮮初級学校	八幡西区折尾三丁目5番1号

## 北九州市公告第809号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油 2万8,000リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成26年11月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 2万3,000リットル 平成26年10月頃

イ 1万8,000リットル 平成26年11月頃

ウ 2万7,000リットル 平成26年12月頃

エ 2万7,000リットル 平成27年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

#### (7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムに

より行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年10月10日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年10月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年10月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成26年10月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年10月20日から同月23日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年10月23日午後5時までに必着のこと

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年10月24日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of White Kerosene  
Forecasted Quantity: 28,000 ℓ
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system :  
2:00p. m. , October 24, 2014  
For tenders submitted by mail :  
5:00p. m. , October 23, 2014
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Office, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第810号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

A 重油 3万2,300リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成26年11月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号 渡船事業所  
くき丸及び第十八わかと丸

イ 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉棧橋）  
こくら丸又は代船

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万5,900リットル 平成26年10月頃

イ 3万1,600リットル 平成26年11月頃

ウ 3万2,900リットル 平成26年12月頃

エ 3万8,200リットル 平成27年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）

の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年10月10日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年10月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年10月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成26年10月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年10月20日から同月23日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年10月23日午後5時までに必着のこと

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年10月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of Bunker A  
Forecasted Quantity: 32,300 t
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system :  
2:00p. m. , October 24, 2014  
For tenders submitted by mail :  
5:00p. m. , October 23, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第 8 1 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 2 6 年 9 月 2 5 日 第 7 5 4 4 0 3 号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市長 北橋 健治

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区田原三丁目 4 6 8 番 4	4 . 2 6 ~ 4 . 5 0	2 8 . 7 0

北九州市公告第 8 1 2 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 2 6 年 9 月 2 5 日 第 3 5 4 4 0 4 号

2 申請者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町 3 丁目 2 番 2 2 号

株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市若松区西小石町 1 2 番 5、1 2 番 1 8	4. 1 5 ~ 4. 2 2	3 8. 5 0